労災保険に関するご相談に応じます! 働く方も、事業主の方も、お気軽にお電話ください。

労災保険相談ダイヤル

ろうさし



0570-006031

【受付時間:月~金 9:00~17:00】

(土・日・祝日、年末年始はお休みします)



たとえば、こんな疑問や相談におこたえします。

- ●仕事中にケガをしました。労災保険の請求方法を教えてください。
- ●労災で仕事を休んだとき、賃金は補償されますか?
- ●パート・アルバイトでも労災の対象になりますか?
- ●通勤途中で交通事故に遭った場合はどんな手続きが必要ですか?
- ●「うつ病」や「過労死」が労災になるのはどんな場合ですか?
- ●石綿(アスベスト)による病気が労災になるのはどんな場合ですか?
- ●労災年金の支給額が変更されたのはなぜですか?
- ●労災年金の定期報告書の書き方を教えてください。
- ※ 労災に該当するかどうかは、労働基準監督署が調査の上、判断します。
- ※ ご利用の際は、通話料がかかります。

PHS等一部の電話からはご利用になれません。

でと、くらし、みらいのために 厚生労働省 労働基準局労災補償部